

## 東京医療保健大学に対する大学評価（認証評価）結果

### I 判定

2025 年度大学評価の結果、東京医療保健大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2026 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日までとする。

### II 総評及び提言

#### <大学概況>

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 大学設置年   | 2005 年  |
| (2) 所在地     | 東京都品川区、世田谷区、目黒区、立川市、千葉県船橋市及び和歌山県和歌山市（2 キャンパス）   |
| (3) 理念・目的   | 東京医療保健大学は、教育基本法に基づき学校教育法の定める大学として、また私立学校法に従い、知識社会が実現すると予想される 21 世紀において、建学の精神である「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」、「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」に則り、医療分野において特色ある教育研究を実践することで、時代の求める豊かな人間性と教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に探求し解決することの出来る人材の育成を目的とする。 |
| (4) 学部・研究科等 | 医療保健学部、東が丘看護学部、立川看護学部、千葉看護学部及び和歌山看護学部<br>医療保健学研究科、看護学研究科、和歌山看護学研究科及び千葉看護学研究科<br>助産学専攻科及び和歌山助産学専攻科   |
| (5) 収容定員    | 2,680人（学士課程）<br>186人（修士課程）<br>18人（博士課程）<br>25人（専攻科）   |

(2024 年度時点)

※ただし修士課程の収容定員は、完成年度の 2025 年度時点。

#### <総評>

東京医療保健大学は、理念・目的の達成に向けて大学・大学院の 3 つの方針である学

位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）とともに、これと連関する学位ごとの学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、各学位にふさわしい教育課程を編成し、教育を実施している。また、各学部・学科で教育課程を体系的に編成し、それを明確に示すため「履修系統図」を作成し、科目ナンバリング制度を活用しながら、学生が学位授与までの学びの過程を理解できるように配慮している。

学習成果を把握・評価するため、「教学マネジメントチェックリスト」及び「東京医療保健大学アセスメントプラン」（以下「アセスメントプラン」という。）を策定するとともに、「大学全体」、「学位プログラム」及び「授業科目」ごとに、KPIを設定し、測定の指標・手法を明確にしている。これに基づき、「IR推進室」が中心となり、データ収集・分析を行うほか、「IR推進室運営会議」がKPIの適切性を検証している。また、毎年度、各部局による点検・評価結果を踏まえて「（全学）自己点検・評価委員会」で点検・評価を行い、「内部質保証推進会議」で改善が必要と判断した場合には、学長から各部局長等に改善指示等を行っており、こうした一連の取り組みにより、PDCAサイクルを回している。

また、2023年に改訂した「東京医療保健大学ビジョン」において、「DXを取り入れ、デジタル社会を先導するスマートキャンパスの構築」を7つ目のビジョンとして位置づけ、教育のDXを推進している。Learning Management System（以下「LMS」という。）を通じた「ディプロマ・サプリメント」「学修ポートフォリオ」では、ガイダンス等で教員から学生へ説明し、教員による学習指導だけでなく、学生自身の学位授与方針に対する到達度の把握や学習成果の確認に活用している。ICTを活用した課題提出、実習記録の電子化、VR機器等を利用した実際の臨床場面をリアルに再現した教育を採り入れ、教員は学生の理解度・達成度を迅速に確認し、学生に改善点を伝える体制を確立している。このように、建学の精神に基づいて教育DXを推進し、実践教育を体系的に展開していることは、高く評価できる。

一方で、改善すべき問題点も複数みられる。まず、学生の受け入れについては、医療保健学部医療栄養学科及び同医療情報学科で学生の定員未充足が続き、また、医療保健学研究科（博士課程）では、数年にわたり収容定員に対する在籍学生数比率が高い傾向にある。修業年限を超えた在籍学生に対する取り組みは一定の成果がみられるものの、より一層の改善が求められる。次に、千葉看護学研究科及び和歌山看護学研究科では学位授与方針に対応した学習成果の測定指標が未整備であることから改善が求められる。このほか、全学的なファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）研修は毎年度実施しているものの、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）についても、教職員の資質向上を図るための全学的なSDを実施することが求められる。さらに、財政状況についても、事業活動収支差額比率が一部の年度を除いてマイナスの状態が続いているため、教育DXを更に推進していくためにも財政基盤の確

立に向けた取り組みを着実に実行することが強く求められる。

<評価において特記する事項（提言）>

長所が1点、改善課題が3点及び是正勧告が2点あげられる。

（長所）

以下については、理念・目的の実現に向けた取り組みであって当該大学の特色をなし、かつ、組織性や継続性・発展性がある取り組みと認められる。

- 1) 理念・目的の実現に向けて教育DX基盤を教育に組み込み、臨床判断能力の強化を図るための全領域100の模擬事例を集約した教育用電子カルテの導入や患者型の生体シミュレータを用いたケアの模擬体験、解剖学・生理学教育用の3D解剖学視覚化・バーチャル解剖システムやVR機器を用いるなど、臨場感のある教育を提供している。また、実習等で記録作成・指導・評価を電子化するシステムを活用し、形成的評価に役立てている。このように、建学の精神を実現する教育DXの推進を単なる技術導入にとどめず、教育理念と結びつけながら、実践教育として体系的に展開している点は、学習成果の可視化と教育の質を高める取り組みとして評価できる（基準4教育・学習）。

（改善課題）

以下については、理念・目的の実現を図るための一層の取り組み、又は大学としてふさわしい水準を確保するための改善が求められる。

- 1) 千葉看護学研究科及び和歌山看護学研究科の各研究科では、学位授与方針に対応した学習成果の測定指標が未整備であることから、改善が求められる（基準4教育・学習）。
- 2) 医療保健学研究科（博士課程）では、収容定員に対する在籍学生数比率が数年にわたって高い。これに対して、修業年限を超えて在籍している学生に対し、研究論文作成までの流れを学ぶ科目を追加するなどの取り組みを実施しており、一定の効果がみられるものの、未だ十分な状況にないため、より一層の取り組みが求められる（基準5学生の受け入れ）。
- 3) 「全学FD・SD委員会」主催による「東京医療保健大学を語る会」を年1回開催し、全教職員の参加を義務づけているが、内容がFDに関するもののみでありSDに関する研修は実施していないため、改善が求められる（基準10大学運営・財務（1）大学運営）。

（是正勧告）

以下については、理念・目的の実現を図るため、又は大学としてふさわしい水準を確保するために、抜本的な改善が求められる。

## 東京医療保健大学

- 1) 過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、医療保健学部医療栄養学科は0.80、同医療情報学科では0.78と低い。また、収容定員に対する在籍学生数比率について、医療保健学部医療栄養学科及び同医療情報学科は0.67、さらに、医療保健学部全体では0.85と低い。これに対して、医療保健学部の全体の統合・再編構想を検討し、2026年度に定員の変更及び改組することを決定している。これらの改善に向けた取り組みを着実に進め、成果につなげるよう是正されたい（基準5学生の受け入れ）。
- 2) 2021年度に2022年度から5年間の「第3期中期目標・計画」に合わせて財政的な裏づけとなる「財政計画」及び「基本方針」を策定しているものの、十分実効性があるものとはなっていない。また、借入金依存傾向がみられ、財政状況は良好とはいえない状況が続いており、「要積立金に対する金融資産の充足率」が低く、かつ、低下傾向であり「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額」の割合も上昇していることから、大学の教育研究活動を遂行するために必要な財政基盤が十分に確立されているとはいえない。「東京医療保健大学令和7年度予算編成方針（案）」において、2025年度から2027年度までを「財務集中改革期間」として、個人研究費や人件費等の財政上具体的な施策を掲げ、改めて中期財政計画を策定したことから、今後は財政基盤の確立に向けた取り組みを着実に実行するよう是正されたい（基準10大学運営・財務（2）財務）。

### Ⅲ 概 評

#### 1 理念・目的

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

- ①大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

大学における建学の精神・理念・目的、各学部・学科の理念・目的を「東京医療保健大学学則」（以下「学則」という。）に定めている。同様に、大学院の理念・目的を「東京医療保健大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）に定め、これを踏まえて研究科ごとに理念・目的を設定しているが、前回の大学評価時と変わらず、修士課程及び博士課程の目的が共通であるため、課程ごとに設定することが望まれる。

これらの理念・目的は、大学ホームページ、「履修案内」「在学生専用ウェブサイト」に掲載して周知に努めているほか、入学時に開催するオリエンテーション等において、学長から新入生に説明している。また、「新入生のためのスタートアップサイト」を設置し、入学前教育の一環として建学の精神等について説明し、理解の涵養を図っている。

②大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

前回の大学評価結果を踏まえ、2022年度から5年間の「第3期中期目標・計画」及び期間中の年度計画を策定している。この中期目標・計画は、本協会の第3期大学評価で使用していた大学基準と同様の10項目を定め、今後の大学を取り巻く社会問題の解決等のために取り組むべき課題として、DXの推進、ガバナンス・コードの遵守と毎年度の点検及び社会への説明責任の遂行、「学長戦略本部」の設置等を新たに盛り込んでいる。

「第3期中期目標・計画」の策定にあたっては、「計画策定実施要項」に基づき、過去の活動方針、「第2期中期目標・計画」「東京医療保健大学ビジョン」「東京医療保健大学ビジョンの実現に向けたアクションプラン」等のこれまでの取り組みを継承するとともに、ポストコロナへの対応等今後の大学を取り巻く新たな課題を盛り込んでいる。「内部質保証推進会議」による「第3期中期目標・計画」の進捗管理・内容調整と「外部評価委員会」や「(全学)自己点検・評価委員会」の結果を踏まえたうえで、「大学経営会議」で審議し、最終的に理事会、評議員会の承認の後に公表している。

中期目標・計画には、「全学的教学マネジメントシステムの改善」「授業・事務業務へのICT活用」「KPIによる毎年度の進捗管理」等の具体的施策を明記して実行している。

以上のように、目標を定め、定期的に点検しながら中期目標・計画に従って取り組んでいるといえる。

## 2 内部質保証

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

「内部質保証の方針」を定め、これに基づき、学長、各副学長、大学経営会議室長、事務局長及びIR推進室長を構成員とする「内部質保証推進会議」を設置している。学長が、同会議を招集して必要な改善を審議・決定し、部局長に改善を指示することにより、全学的な内部質保証システムを機能させる仕組みとなっている(基本情報一覧(第2章)参照)。また、同システムの一部でありながら全体を俯瞰する組織として「学長戦略本部」を設置し、学長のリーダーシップによる迅速な対応を可能としている。ただし、「学長戦略本部」が重要な位置づけにある一方で、明文化した規程を欠いた状態にある。したがって、位置づけ・役割と規程上の定めを整理し、適切な運用を図っていくことが望まれる。

点検・評価の具体的な進め方としては、「第3期中期目標・計画」及び年度計画に基づき、各部局が取り組んだ活動についてそれぞれの「(部局)自己点検・評価委員会」

がまず点検・評価し、その結果を「(全学) 自己点検・評価委員会」が全学的な観点から検証したうえで『点検・評価報告書』としてとりまとめ、「内部質保証推進会議」に報告する形を採っている。「内部質保証推進会議」は、これに基づき改善について審議し、学長が改善指示を出している。

また、教学マネジメントとして、『三つの方針』を通じた学修目標の具体化「授業科目・教育課程の編成・実施」等をその事項としたうえで、教育に取り組み、その実施状況を「教学マネジメントチェックリスト」及び「アセスメントプラン」に基づき、「学位プログラムレベル」で点検・評価している。その結果を、「(全学) 自己点検・評価委員会」が全学的な観点から評価し、『点検・評価報告書』として学長に報告するとともに、学長が部局等に対し改善を指示し、改善に取り組んでいる。くわえて、「学生による授業評価」に対し、各学科長、研究科長等が考察を作成し、教学マネジメントに反映させて質向上を図るとともに、「IR推進室」でとりまとめた情報を学生の指導に活用するよう部局への支援も行っている。

行政機関等からの指摘への対応としては、設置認可申請・届出等の後に「設置計画履行状況報告書」を提出しているほか、本協会の大学評価結果における是正勧告及び改善課題に対しても、全学的な内部質保証システムのもとで改善に取り組み、「改善報告書」を提出している。

②大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

学校教育法施行規則等関係法令に基づき、寄附行為に定める財務情報、学習成果として「学生の学修に関する実態調査」や「授業評価アンケート」の調査結果、大学経営上重要な事項や特色ある教育研究の取り組み等を大学ホームページにて公表している（基本情報一覧（第2章）参照）。

点検・評価結果については、「第3期中期目標・計画」の年度計画に係る点検・評価結果並びに「教学マネジメントチェックリスト」及び「アセスメントプラン」に基づく基準ごとの点検・評価結果について、過去の報告書も含め大学ホームページで公表している（基本情報一覧（第2章）参照）。

以上のことから、大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

③内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

2018年度の大学評価において内部質保証体制に対する指摘を受けて、2021年度に内部質保証を組織的に行う体制を構築した。同時に、地理的に離れたキャンパスの学部・学科等を含めた全学的な質保証を確実に行うため、学則の改正及び「東京医療保健大学学長戦略本部規程」の制定を行い、学部横断的な重要課題への対応方策の企画、立案、

調整及び推進を可能にする「学長戦略本部」を設置した。「学長戦略本部」内においては、学長を補佐しつつ点検・評価及び改革方策の検討に必要な学内各種データの収集・分析等を担う「IR推進室」を設置した。さらに、同本部内の「学修基盤室」の業務を担う教員の負担が過重になっていたことを踏まえ、教育DX等を推進するための「総合教育センター」を設置して専任教員を配置するなど、機能強化を図っている。

### 3 教育研究組織

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

大学の建学の精神・理念・目的の実現に向け、2005年度の大学創設と同時に世田谷キャンパス及び五反田キャンパスに医療保健学部を設置し、その後医療保健学研究科及び助産学専攻科を開設した。さらに、社会的要請等にも応え、東京以外にも例えば独立行政法人地域医療機能推進機構と連携した千葉看護学部、和歌山県・和歌山市・日本赤十字社和歌山医療センターと連携した和歌山看護学部等を開設し、現在7キャンパス5学部4研究科及び2専攻科を設置している。このように地方公共団体等からの設置要請に基づき、それらが有していた施設等の資源を活用し、学部・学科を設置している点は特徴といえる。また、大学の研究所、全学センターとしては、「総合研究所」「感染制御学教育研究センター」等を設置している(大学概況参照)。

以上のことから、理念・目的にかなう教育研究組織を設置しているといえる。

②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

教育研究組織の適切性の点検・評価及び検証は、大学全体では「内部質保証推進会議」、各学部・研究科では教授会、「(部局)自己点検・評価委員会」等において行い、「2 内部質保証」評価項目①で既述した内部質保証システムのPDCAサイクルに基づいて、改善に取り組んでいる。例えば、医療保健学部医療栄養学科及び医療情報学科の入学定員未充足の状況に鑑み、医療保健学部の学科統合・再編構想についての検討を学長が指示し、医療保健学部医療栄養学科及び医療情報学科の「学科統合・再編準備組織」を設置した。同準備組織では、2026年度に医療保健学部の3学科を2学科に統合・再編する方針を策定している。

以上のように、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

#### 4 教育・学習

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

「東京医療保健大学学位規程」を策定し、学部・研究科ともに授与する学位について示している。また、学部では、大学全体の学位授与方針を定め、これに基づき、各学部・学科でも個別に学位授与方針を定めている。くわえて、学位授与方針を通じて必要な知識・技術・態度の学習成果を明確化し、学位授与方針に定めた学習成果の達成を目指し、教育課程の編成・実施方針を設定している。研究科では修了後の専門職業人像を踏まえ、2020年に学位授与方針に基づき「それぞれの学位に相応しい能力を修得したことの確認手順」を教育課程の編成・実施方針に定めている。2024年度には全研究科共通の学位授与方針の上位概念となる前文を定め、どのような「修士」「博士」の育成を目指すかをより明確にしている。

②学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

学士課程及び大学院課程において、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づき、授与する学位にふさわしい授業科目を開設し、カリキュラムを編成している。また学習成果の達成につなげ、教育体系を明確にするために、全ての学部・学科において「履修系統図」を作成し、科目ナンバリング制度を活用しながら、入学から学位授与までの過程を学生が十分に理解できるよう配慮している。「履修系統図」により、主要授業科目を明確にするとともに、学習の順次性に配慮して、授業科目の年次・学期配当及び学びの過程を可視化している。また、東が丘看護学部においては、インバウンドの外国人に対する看護に特化した「国際看護学副専攻」、立川看護学部においては、災害局面における看護に特化した「災害看護学副専攻」を設置するなど、副専攻等を通じて各学部における学習成果の特性を強調している。

研究科においても、学部・学科同様図示等により履修系統を明確に示している。

以上のことから、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているといえる。

③課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

学部・学科の各科目の授業方法及び授業内容については、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて決定し、シラバスにおいて授業科目が学位授与方針のどの項目に該当するかを明示している。ICTの適切な運用のため「東京医療保健大学授業運営ガイドライン」を策定し、適した授業科目のなかで用いるとともに、リアクション

ペーパー等を通じて期待した効果が得られているかの確認を科目責任者に義務づけている。また、ハイブリッド型授業を推進しており、対面授業においてもICTを活用した課題提出等を求めることで、学生の学習の理解度・達成度を迅速に確認し、対応、指導する体制を確立している。病院実習においては、実習記録の電子化を順次進めており、実習における記録作成・指導・評価を全て電子データで行うことで、教員からの迅速な指導と学生自身の振り返りを可能としている。さらに、認定看護師が作成した全領域100の模擬事例を集約した教育用電子カルテを導入し、学生はより実例に即した情報を用いて臨床判断能力を高めることができるようになっている。このほか、教員が事前に咳や顔色の変化・バイタルをセットした患者型の生体シミュレータを用いた看護模擬体験システムを採り入れることによって、効果的に学習できるような先進的なシステムを用意し、臨床場面をリアルに再現した状況で学生が学習できるようにしていることは、高く評価できる（長所1参照）。こうした取り組みに対し、各学部では「ICT担当ワーキンググループ」を設置して、学生からの使用感や意見を収集し、改善につなげる体制を整備している。なお、電子記録ソフトウェアや通信環境の整備にかかる費用は大学が負担するなど、学生に追加の経済負担が生じないようにも配慮している。

そのほか、学生がより効果的に学習を進められるよう、科目によっては必要に応じて習熟度別のクラス編成を行っている。学部・学科の垣根を越えた多様な履修機会の提供のために、他学科科目履修制度を導入している。制度導入に合わせて、学部・学科を横断する共通科目の整備も進めており、リベラルアーツ教育の推進及び履修機会の拡大を目的として運用を開始している。

「東京医療保健大学学部履修通則」（以下「学部履修通則」という。）において標準的な授業時間を定め、学則で前期・後期のセメスターを設定のうえ、さらにクォーター制を採用している。一定程度の時間をかけた学習が必要な講義科目は2単位科目とし、スモールステップとする方が望ましい講義科目は1単位科目として、並立できる体制としている。また、各学部・学科のシラバスにおいて、標準的な事前学習、事後学習の時間を示している。

単位の実質化を図るため、1年間に履修登録できる単位数の上限を設定しているが、成績優秀者に対する緩和措置があり、その対象者については1年間に履修登録できる単位数の上限の設定がない。分野の特性上、上限を大幅に超えて履修する学生は多くないと推測されるものの、措置に該当する学生数や、実際の履修単位数等のデータを収集していないため、今後の収集と分析による検証が望まれる。

#### ④成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

成績評価及び単位認定を、客観的かつ厳格で、公正、公平に実施することを担保するため、学部においてはその詳細を「学修成果の評価手続きに関する要綱」として全学で統一的に定め、これに従い成績評価及び単位認定を行っている。既修得単位については、

学則に基づき、「既取得科目認定委員会」が所管している。「実践的な能力を修得している者に対する単位の認定」については、各学部・学科において個別対応を行っており、全学的な基準や手続が明確でないことから2024年度までは「リベラルアーツ教育推進室」が、2025年度からは新設の「総合教育センター」が見直しを進めている。成績に関する不服申立については申出期限を定め、従来の科目責任者のみに任せる形から、各キャンパス事務部が受理し、教授会での審議を経て対応する形に変更し、学生に明示している。

学位授与における実施手続及び体制の全学的基準として、「東京医療保健大学学位規程」を制定し、関連する内規等を各学部・学科において定めた。学位授与については学長の専管事項ではあるものの、学位授与方針に則して適切に学位を授与しているかを可視化する観点から、「学部長等会議」を通じて卒業、修了、留年、休学、退学等の学籍異動の決定を行う運用を続けており、同会議内で適切性の確保に向け議論している。

以上のことから、試験の運営から手続・内規まで全学的な統一基準を整備し、客観的・厳格かつ公正な成績評価・単位認定体制を確立しているといえる。

⑤学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

学習成果を把握するため、「学長戦略本部」を中心に、「アセスメントプラン」に基づき、「大学全体レベル」「学位プログラムレベル」「授業科目レベル」での評価指標を設定しており、「IR推進室」が中心となってデータを収集・分析し、学習成果の可視化を図っている(基本情報一覧(第4章)参照)。評価指標の適切性については、「IR推進室」と各学部・学科のIR担当で協議を重ね、改善・向上を図っている。

「大学全体レベル」では、「内部質保証推進会議」において定める「授業評価アンケート」「学生の学修に関する実態調査」をはじめとした各種調査データを「IR推進室」が中心となって総合的に分析し、学習成果の総括的な検証を行っている。「学位プログラムレベル」では、学位授与方針に定めた資質・能力を明示し、定量的・定性的指標による達成度を可視化している。例えば、授業科目ごとの成績評価を5段階で評価することに対し、グレード・ポイントを付与して成績評価を行い、履修登録した科目の1単位あたりのポイント数をfGPAとして算出しており、このfGPAを学位授与方針の項目ごとに計算することで学位授与方針に示した学修成果を測定している。くわえて、「ディプロマ・サプリメント」で各学部・学科が定めた学位授与方針に基づく学習達成度を示し、「学修ポートフォリオ」で各学部の学生の学習成果を学年単位で要約・蓄積し、学習支援上の指導、助言等に活用している。「授業科目レベル」では、科目ごとに到達目標に応じた評価手法での経年的評価を実施しており、これらを評価指標として設定し、学部・学科単位で継続的に検証・改善策を立案している。また、研究科における学習成果の測定方法について、医療保健学研究科では「学修成果の評価の方針」を定め、教育・評価方法を示しており、看護学研究科ではfGPAと「ディプロマ・サプリ

メント」を活用している。しかし、千葉看護学研究科及び和歌山看護学研究科においては、学位授与方針に対応した学習成果の測定指標が未整備であるため、改善が求められる（改善課題1参照）。このように研究科間で評価方法に一部差異・未整備がみられるため、「全学教務委員会大学院部会」において共通の考え方を整理し、2026年度を目標に基準の整合化を進めている。なお、「ディプロマ・サプリメント」「学修ポートフォリオ」は、ガイダンスや初回の授業時に学生へ説明・共有し、学習成果の可視化と自己評価に活用しているほか、教員はLMSを通じて学生の学習状況を把握し、面談や助言に生かすなど、学位授与方針に基づく学習成果の把握と教育の改善に取り組んでいる。

⑥教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

「第3期中期目標・計画」の年度計画点検・評価に加え、「学長戦略本部」が文部科学省の「教学マネジメント指針」及び追補に基づき作成した「教学マネジメントチェックリスト」を用い、「大学全体」「学位プログラム」「授業科目」の各レベルで点検・評価を実施している。「IR推進室」が「成績データ」「授業評価アンケート」「学生の学修に関する実態調査」等のデータを活用し、その分析結果を「IR年報」として全教職員に公開している。各学部・学科の教務委員(学部によってはカリキュラム検討委員)によるシラバスの点検を通じて、学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容かを検証している。

各部署が実施した点検・評価結果を「(全学)自己点検・評価委員会」で検証した後、「内部質保証推進会議」及び「大学経営会議」に報告し公表している。同委員会には「学友会」の会長がオブザーバーとして参加し、学生の視点による意見を聴取している。これらのプロセスを経た『点検・評価報告書』は「外部評価委員会」にて審議し、そこで指摘を受けた事項は次年度の計画等に反映している。学習成果の測定結果については、「IR推進室」が分析した成績評価や「ディプロマ・サプリメント」等のデータを、「内部質保証推進会議」や「全学教務委員会」を通じて共有し、教育課程や成績評価方法及び基準の改善に活用している。例えば、医療保健学部看護学科での学位授与方針に係る重みづけや成績評価方法及び基準の見直し、立川看護学部での補講の実施等、学習成果の分析に基づく教育改善を行っている。これらの取り組みは、内部質保証に関する組織を中心として実施しており、全学的な教育の質向上に結びついている。

以上のことから、教育課程及びその内容、教育方法について適切に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

## 5 学生の受け入れ

【評定：B】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

- ①学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づき、大学全体、各学位課程及び各学部・研究科の学生の受け入れ方針を定め、大学ホームページ及び学生募集要項に掲載している。また、受験生や関係者等に対しては、進学ガイダンスやオープンキャンパス、高等学校教員対象説明会等を行うことによって周知している。

入学者選抜にあたっての企画・立案及び実施については「アドミッション委員会」や各学部・研究科の「入試委員会」「大学経営会議」で審議しており、合否判定については学長主宰の「合否判定会議」において実施している。これらの審議等を通じて、入学者選抜のプロセスの公平性及び公正性を担保している（基本情報一覧（第5章）参照）。また、入学者選抜の試験問題を試験後に解答とともに公表するなど、透明性の確保に取り組んでいる。疾病、負傷や障がい等のために受験上の特別な配慮を必要とする受験者に対しても、大学ホームページに案内を掲載し、申出に対して「入試委員会」で検討し、試験時間の延長等の対応をすることで適切かつ公平な対応を図っている。

- ②適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

定員管理については、医療保健学部医療栄養学科、同医療情報学科及び医療保健学部において定員を満たせておらず（是正勧告1参照）、また、医療保健学研究科（博士課程）では、定員を超過する状態が続いている（改善課題2参照）。これに対して、「学科統合・再編準備組織」を立ち上げ、現状分析と専門分野の動向の把握に努め、学科統合・再編の基本的な方針を策定して、学生募集数を維持するための課題に向け対策に取り組んでいる。例えば2024年度には医療栄養学科に管理栄養学専攻と臨床検査学専攻の2専攻を設置したことで定員は改善したが、「3 教育研究組織」に既述のとおり、入学試験の状況や入学率等を踏まえ、2026年度には学部を再編する予定となっている。これらの取り組みにより、適正な定員管理につなげることが求められる。

医療保健学研究科（博士課程）の定員管理については、その原因は修業年限を超えた在籍学生が多いためと分析し、その対策として研究論文作成までの流れを学ぶ科目の追加、各指導教員への学生の実情に合わせた研究計画の作成と定期的な進捗確認の指示、在籍期間短縮に向けた科目履修制度の導入等の取り組みを実施した。その結果、一定の効果はみられたものの、未だ十分な状況にないため、より一層の取り組みが求められる。

- ③学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

学生の受け入れに関する各種入学試験の実施・方法などの点検・評価及びその結果を

踏まえた改善・向上については、「入試事務部」が中心となり、学部では全学の「アドミッション委員会」や各学部の「入試委員会」、大学院の入学試験については、各研究科の「研究科入試委員会」等が中心となり実施している。これら部局の点検・評価のうち、「2 内部質保証」評価項目①で既述した内部質保証システムのPDCAサイクルに基づいて、点検から改善まで毎年度実施している。また、学部・学科ごとの特色、キャンパスの所在する地域特性、他大学の動向等にも注視するとともに入学試験の方法の多様化を図っている。例えば、2024年度の入学者選抜において、医療保健学部医療情報学科に面接重視型の選抜方法を追加したほか、大学入学共通テスト利用入学試験では、高得点科目重視方式への変更等を実施している。しかし、今後更に厳しい状況が見込まれると分析し、2026年度に再度医療保健学部の学科統合・再編を行う予定である。

## 6 教員・教員組織

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

- ①教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

教員組織は「東京医療保健大学の教員組織の編成方針」(以下「教員組織の編成方針」という。)に基づき(基本情報一覧(第6章)参照)、大学及び大学院設置基準に沿って適正な人員を配置するとともに、同方針内に定める各学部・研究科の求める教員像に合わせて、医療系の大学として各種指定規則等の関係法令を遵守しながら、教育課程に適した教員組織を編制・整備している。また、教員の資格、学位、研究分野、臨床経験、教育経験等を踏まえて領域ごとに教員を配置し、カリキュラムの科目責任者、科目担当者を配置しており、専門性が不足する場合には外部の兼任教員を活用するなど、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施にかなった教員組織を編制している。

2024年度より基幹教員制度を導入し、基幹教員数、名簿、シラバス等を公表し、各教員の役割を明示している。さらに、学科ごとに各種委員会を設け、教務や学生支援等、幅広い分野で教員と職員が分担し、責任を明確にしながら教職協働により教育研究活動を実現している。学部では、年度初めに科目担当教員が策定する指導計画に基づき、授業の一部を授業補助者であるティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)が担当している。TAが指導補助者として教育に関わる場合には、その者が担当する具体的な内容や責任範囲を実習前のオリエンテーションにおいて教員から事前に説明・確認することで、適切に学生の指導ができるよう配慮している。

②教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

教員の採用に関しては、「教員組織の編成方針」に基づき、「東京医療保健大学教員選考規程」（以下「教員選考規程」という。）及び「東京医療保健大学教員選考基準」（以下「教員選考基準」という。）に沿って公募し、「人事委員会」のもとで審議し、「大学経営会議」に諮り教員を採用・配置している。昇任については、採用同様「教員選考規程」及び「教員選考基準」に基づき、学科長等が出席する教員選考審査で新規採用とともに個人調書や研究業績一覧表等を用いて審議し、その後「人事委員会」に付議して恣意性を排除した公平な選考を行っている。

③教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

教員の能力と資質向上のための取り組みとしては、「第3期中期・目標計画」に基づき、「全学FD・SD委員会」が全科目において「学生による授業評価」を実施・評価している。各教員はその結果を踏まえて改善した後、結果を大学ホームページに公表するとともに、改善点を全学でも共有し、改善に向けて取り組んでいる。また、学生から各学科の講義・演習科目及び実習・実験科目のそれぞれにおいて評価が最も高得点であった各学科教員を対象に、学長顕彰の制度を設けている。教員個人の研究に関する資質向上については、各教員から毎年度提出される業績資料を評価し、特に顕著な業績をあげた教員を対象に表彰している。表彰を受けた教員には、学長の裁量により「特別教育研究費」を付与し、教員の研究活動の活性化を図っている。なお、大学院においては、FDを実施しているものの、取り組み内容が各研究科に任されており、実施されない年度もあるため、大学として全体を把握したうえでより組織的な実施となるよう更なる充実に向けて計画的に取り組むことが期待される。

④教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

教員組織に関わる事項の点検・評価は、「2 内部質保証」評価項目①で既述した内部質保証システムのPDCAサイクルに基づいて、点検・評価から改善まで毎年度実施している。改善・向上に向けた取り組みの事例としては、「学修基盤室」の業務については専任教員がおらず、負担が過重になっていたことを踏まえ、2025年度に「総合教育センター」へと発展解消させ、専任教員の配置を実現したこと等があげられる。

## 7 学生支援

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施し

ていること。

学生支援については「学生支援に関する基本方針」に定めた「関係部署が連携し、学生が必要とする情報を提供し、健康で自立した学生生活を送り、主体的に進路選択等ができるよう支援する」との方針に基づき実施している（基本情報一覧（第7章）参照）。全学的な学生生活に関わる案件の企画・立案・対外調整は「学生支援センター」が担い、各キャンパスの事務部に学生生活支援担当者、就職支援担当者を配置して役割分担を明確にしながら学生支援サービスの充実を図っている。

学習面の支援としては、「スマートキャンパス」を目指して全学生にノートパソコンを貸与し、遠隔講義、オンデマンド授業の視聴等、ICTツールを活用している。また、学生へのサポートとして、各学部の上級生と下級生の交流を重視した「アドバイザーグループ制度」や、一部の学部では同学年で構成した「コンタクトグループ制度」、教員による「学年担任」等、多様な相談体制を整備している。

経済面の支援としては、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を申請する学生に対して各キャンパスにて説明会を実施しているほか、大学独自のスカラシップ制度に基づき、授業料等の減免措置による経済支援を行っている。

生活支援については、事務局本部の「教務部」「学生支援センター」「保健室」、各キャンパス事務部の関係部署が緊密に連携し、教員と職員が協働して学生それぞれの相談に応じる体制を整備している。特に、学生のメンタルケアに関しては、2013年から学生支援センター管轄の「学生相談室」を設けて専任のカウンセラーを配置し、適切に対応している。

キャリア支援については、各学部・学科に「就職対策担当委員会」を設置して担当教員を配置し、就職活動の進め方に関する「総合ガイダンス」を実施するとともに「個人面談・模擬面接」を実施して就職支援を行っている。3年次の学生には早期から就職活動を意識して取り組んでもらうための「就職支援講座」を実施するとともに、各病院やキャリア支援企業による合同病院説明会等を行い多くの学生が参加している。

課外活動は、学生による「学友会」を中心に行っており、スポーツ大会、文化祭の「医愛祭」等、授業以外でも学生が交流できるようにしている。キャンパスの成り立ちからキャンパス独自の活動が多く、これらは教員が中心となり学生の支援をしているが、並行して各キャンパス事務部では、関係団体と連携しながら諸活動の支援を行っている。

以上のことから大学の方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施しているといえる。

②学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

学生支援に関わる状況については、「2 内部質保証」評価項目①で既述した内部質保証システムのPDCAサイクルに基づいて、点検・評価から改善まで毎年度実施して

いる。改善・向上を図った具体的な取り組みとしては、学生の満足度向上を目指した卒業時及び卒業後アンケート、就職先アンケート、学生インタビュー等の各種アンケートの実施や「全学学生生活委員会」の設置に向けて「全学教務委員会」に「学生支援部会」を置き、学生支援サービス間の連携を図り、全学的な視点からの支援体制を強化しつつあることがあげられる。

## 8 教育研究等環境

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

### ①教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

大学の理念・目的の実現に向けた教育研究活動を十分に行うための環境や条件整備の方針は、「東京医療保健大学の環境整備に関する実施計画」において「目標」「中期展望」として示している。同方針に基づく施設・設備の整備として、老朽化対策やバリアフリー化のほか、法令に定める看護師等養成施設の基準や栄養士法に定める基準に基づいた各キャンパスの施設・設備の整備を順次進めている。これらの維持管理及び法令に基づく設備の点検整備については、資格を有する業者への委託を行うとともに施設担当職員を配置している。また、産業医・衛生管理者等を構成員とする「衛生委員会」を設置し、安全な実験・実習や設備の管理・責任体制の徹底を含めた教育研究環境の安全・衛生の確保に努めている。

ネットワーク環境やICT機器の整備については、無線LAN環境の全学的整備に伴い、LMSや遠隔授業配信システム等を導入し、教学や学内運営に関する事項等の各種情報の共有・伝達を行うとともに、学習成果の可視化ツールとしての「ディプロマ・サプリメント」の交付を含めた学習環境のデジタル化を進めている。

情報倫理の確立に関する取り組みについては、個人情報取扱に関する基本事項及び「東京医療保健大学情報セキュリティ対策基本方針」を定め、大学の保有する情報の保護と活用及び情報セキュリティ水準の適切な維持向上を図るため、「東京医療保健大学情報セキュリティ対策基本規程」に基づき対策に取り組んでいる。教職員に対しては、2023年度より情報セキュリティに関するeラーニング教育を実施している。学生に対しては、1年次のカリキュラムに情報リテラシー教育を組み込むことで情報倫理の確立を図っているが、2年次以降の継続的な取り組みについては今後の課題としている。

### ②図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

各キャンパスに附属図書館を設置し、その業務は、全員司書資格を持つ専任職員及び

業務委託の職員で担っている。学生は、全てのキャンパスの蔵書を閲覧・貸出利用できるようになっている。各学部・研究科の新入生に対しては、図書館システム・利用申請手続、蔵書検索・データベースによる論文検索・文献入手方法等の図書館利用に関するオリエンテーション及び図書館ガイダンスを実施している。

館内資料は全てコンピューターで検索でき、学内外からのスマートフォンによる検索にも対応している。看護師や保健師の国家試験問題に関するオンラインサービス、新聞・雑誌記事データベース、医学文献情報データベース、科学技術文献情報データベースのほか、論文をダウンロードできる電子ジャーナル機能を持つデータベースも導入している。また、エビデンス情報データベースとの契約により、看護系雑誌、看護系学会誌の日本語論文の全文を提供しており、外国学術雑誌の電子ジャーナルも導入・提供している。

施設環境整備による図書館の利用促進への取り組みとして、電子書籍プラットフォームを導入しており、医療・栄養・看護・情報分野の電子書籍について、学内LAN経由で全キャンパスにおいて閲覧・印刷・PDFファイルでの送信ができるようにしている。また、複数の公立又は民間の図書館と相互利用協定を結んでおり、各協定に基づいて、学外者も図書館の資料の検索、閲覧及び複写、データベース・電子ジャーナルが利用可能となっている。

③研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

「東京医療保健大学ビジョン」に基づき、個人研究費による優れた研究の実施の支援、教員の教育研究活動等の実績・成果の処遇への反映、学長裁量経費からの「特別教育研究費」のほか、科学研究費補助金の積極的な申請を奨励するための説明会等を実施し、研究活動の促進に努めている。

研究不正防止及び研究倫理の確立に向けた取り組みとして、「東京医療保健大学ヒトに関する研究倫理基準」に基づき、学内委員と学外有識者からなる「東京医療保健大学ヒトに関する研究倫理委員会」を設置しており、研究者及び大学院学生からの申請に基づき調査及び審議を行っている。2024年度からは、人を直接の対象とし、個人からデータを収集・採取して行われる研究を遂行するうえで求められる研究者の倫理基準及び研究計画の審査に関する「ヒトに関する研究倫理審査申請システム」を導入している。

研究倫理一般に関しては、「東京医療保健大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」及び「東京医療保健大学における研究資料等の保存に関するガイドライン」を制定・施行して、大学ホームページでも公表している。独立行政法人日本学術振興会の「研究倫理eラーニングコース」は常時ホームページから利用可能であり、教職員や大学院学生等を対象に外部有識者による研究倫理教育に関する研修会

も実施している。動物実験については、「東京医療保健大学動物実験規程」を定め、外部有識者による講習会を行っている。2023 年度に、文部科学省が定めた「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本方針」の遵守状況について外部検証を受け、結果を大学ホームページで公表している。

④教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

「環境整備に関する実施計画」に基づき、「学生の学修に関する実態調査」の結果や学部の「教務委員会」等の意見を踏まえて、関係部局が点検・評価し、「2 内部質保証」評価項目①で既述した内部質保証システムのPDCAサイクルに基づいて、点検・評価から改善まで毎年度実施している。

なお、これまで、不正アクセス検知遮断システムの導入、学生の意見に基づいた全学的なインターネット回線の増強等、施設・設備に関わる改善を図った実例がある。

## 9 社会連携・社会貢献

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

建学の精神及び「東京医療保健大学ビジョン」に掲げた「医療・健康・保健分野での社会貢献と地域連携の強化」に向け、「社会連携・協力に関する基本方針」を策定している。また、「第3期中期目標・計画」において、社会連携・社会貢献の活動ごとに具体的かつ測定可能な評価指標を設定している。

地域医療機関、自治体及び企業との歴史的背景を生かした多様な協働が年間多数の事業として定着しており、自治体共催の市民公開講座、健康相談、災害訓練及び食育イベントを継続して実施している。例えば、国立病院機構キャンパスでは、学生が地域の防災リーダーとして活動し、所在する目黒区や地元の消防団から高い評価を得ている。また、各学部が置かれた地域においてキャンパスごとに、公開講座を中心とする行政機関等と協働した取り組みを定期的に行っている。産学連携では、「学長戦略本部」が協定に基づき、教育系企業と教材開発や学習効果実証、ICT教材の共同開発を推進している。

以上のように社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果の社会への還元を多層的に行っている。

②社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

学部・研究科等の各部局は、「第3期中期目標・計画」の年度計画に掲げた指標を用い、自治体共催の公開講座件数や産学連携協定数等の活動成果について、定量的・定性的な側面の両方から点検・評価を行っている。その結果を踏まえ、「2 内部質保証」評価項目①で既述した内部質保証システムのPDCAサイクルに基づいて、点検・評価から改善まで毎年度実施している。また、各学部・研究科において、公開講座や地域連携事業のアンケート結果、実習施設や関係機関からの意見も次年度計画や教育内容の改善に反映している。

改善・向上に向けた取り組み例としては、地域貢献・関連研究等が促進されることを期待し、医療保健学部看護学科の付属組織として「地域健康づくり研究・教育センター」を設置したことがあげられる。

## 10 大学運営・財務

### (1) 大学運営

【評定：B】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

理念・目的の実現を目指し、「中期目標・計画」に基づいて大学運営を行うことを「中期目標・計画の達成に向けた管理運営の方針」に定めている。同方針は、大学ホームページにて周知するとともに社会に対しても公表している。

大学運営に関わる組織としては学則及び大学院学則をはじめとする関係規程に基づき、各種センター、事務組織を設置し運営している。大学経営に関する重要な事項を審議する会議としては「大学経営会議」を設置し、法人からは理事長、理事、評議員、大学からは学長、副学長等で構成し、理事会の諮問機関として法人と大学をつなげている。

学長の選出にあたっては、「学長選考委員会規程」に基づき、「学長選考委員会」における審議結果を理事長に答申した後、理事長の推薦により理事会において決定することとしている。その他、学部長・研究科長等の役職者は別に定める選考規程により選出方法を定めている。学長、副学長等の権限については、学則に規定している。各学部・研究科においてはそれぞれ教授会を置き、教授会等の役割、権限は学則及び大学院学則に明記している。

以上のことから、大学の方針に基づき、所要の職を置き適切な大学運営を行っているといえる。

②予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

予算については「経理財務部」が、収入となる学生生徒等納付金、受託研究費等外部資金、支出となる人件費、教育研究経費、管理経費等を年度の見込値や過去実績等を勘案して、各部署へのヒアリングを実施したうえで編成している。その後の手続としては、大学内では「大学経営会議」での予算審議・決定を経て、理事会、評議員会にて審議・決定している。年度中の予算執行は、支出における稟議決裁での承認を必要としている。予算の執行状況は「経理財務部」が全体を管理し、月次で実績推移のチェック、予算対比での進捗状況等の確認を実施している。しかしながら、これらの取り組みについては2025年度に始めたばかりであるため、今後の管理体制の充実を期待する。

③法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

法人と大学を結ぶ組織として「大学経営会議室」があり、この室内に事務局を置き、本部機能として「企画部」「学生支援センター」「研究協力部」「教務部」等を設置し、各キャンパスには「五反田事務部」「世田谷事務部」等、各事務部を設置している。

また、2022年に「学長戦略本部」を設置している。これは学長を補佐し、学部横断的な重要課題への方策の企画、立案、調整及び推進を担うものである。同本部には、外部資金獲得、産学連携等を目標とした「総合研究所」、ICTを活用した全学的な学習基盤の整備を所管する「学修基盤推進室」、データ収集・分析を行う「IR推進室」を組み込み、常置組織としている。

職員については、2006年度から年に2回、人材育成・資質向上のため全職員を対象にした「事務職員研修会」を開催している。また、職員の昇給については「事務職員及び現業職員給与規程」に明記している。2025年度から上長による目標管理及び業務遂行状況の評価を基礎として、業績評価制度を導入し、評価結果は昇給・賞与の算定や人事異動の参考とする取り組みを開始している。

全学的な研修については、「全学FD・SD委員会」の主催により、年1回全教職員の参加を義務づけている「東京医療保健大学を語る会」を実施しているが、内容はFDに関するもののみであり、このほかにSD研修は実施していないため、教職員が大学運営に必要な知識・技能を身につけ、能力・資質を向上するためのSD研修を着実に実施することが求められる（改善課題3参照）。

④大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

大学運営に関わる定期的な点検・評価については、「第3期中期目標・計画」を策定し、教育研究活動等のほか、大学運営に関わる事項について「2 内部質保証」評価項目①で既述した内部質保証システムのPDCAサイクルに基づいて、点検・評価から改

善まで毎年度実施している。

監査（監事監査、財務監査等）の実施について、監事は「監事監査計画書」を作成し、それに基づき監査を行っている。監事は理事会、評議員会に出席し意見や指摘事項を述べ、必要に応じて理事長等と面談を行っている。また、監事は「内部監査室」と定期的に「連絡会」を開催して、それぞれの監査の状況を確認しているほか、公認会計士による監査を行っている。

改善に向けた取り組みとしては、2022年度に学長直轄の「学長戦略本部」を設置し、この内部に「総合研究所」「IR推進室」等を常置組織とし、「教学マネジメントチェックリスト」の策定、DXの推進方策の検討等を推し進め、学部横断的な課題を迅速に解決できるようにした事例がある。

## （2）財務

【評定：C】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

### ①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

2022年度から5年間の「第3期中期目標・計画」を策定しており、本協会が定める10の評価基準に基づき分類したうえで、「大学運営・財務」の項目において、「中・長期の財政計画に基づき、安定的な財務基盤の確立を図る」ことを掲げている。そのなかで、入学定員の充足及び学生生徒等納付金の確保、補助金等の獲得、教育研究遂行上の必要経費の適切措置及び経費の節減などの取り組みを示している。

また、「第3期中期目標・計画」を実施するための財政的な裏付けとなる年度ごとの財政計画等を定めた「第3期中期目標・計画期間における東京医療保健大学財政計画」及び「第3期中期目標・計画期間における東京医療保健大学の財務に係る年度別比率目標に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、毎年度各計画の達成状況等について評価指標等を用いて点検・評価を行い、随時目標値の修正を行っている。

財務関係比率に関しては、「基本方針」において、人件費比率や教育研究経費比率など8つの項目ごとに目標を定め、毎年度決算に基づいて各年度の目標値との差異をほかの私立大学との比較も含め分析・評価するとともに、必要に応じて根拠を示したうえで年度の目標を修正している。

さらに、現状の財政状況を改善するため、2024年度末には「東京医療保健大学令和7年度予算編成方針（案）」において2025年度から2027年度までを「財務集中改革期間」として個人研究費や人件費等で、財政上の具体的な施策を掲げ、改めて「中期財政計画」を策定したことから、今後は財政基盤の確立に向けた取り組みを着実に実行していくことが求められる（是正勧告2参照）。

②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

法人全体の財務状況について、「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、人件費比率が高い状況が続いており、事業活動収支差額比率は一部の年度を除いてマイナスの状態が続いている。また、貸借対照表関係比率では、恒常的に運転資金として金融機関から短期間の借入れを行うなど借入金に依存した財務体質となっていることから、同平均と比べ、純資産構成比率が低く、総負債比率が高い状況が続いている。そのため、「要積立額に対する金融資産の充足率」についても十分な水準になく、かつ低下傾向となっている。

大学部門の財務状況について、法人全体と同様に同平均と比べ、人件費比率が高い状況が続いており、2022年度以降は医療保健学部の入学定員未充足により事業活動収支差額比率及び経常収支差額比率はともに低下傾向となっている。これらの状況から、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているとはいえない。

外部資金については、科学研究費補助金の獲得金額が2021年度から減少傾向ではあるが、外部資金を獲得するための方策として、毎年度、外部講師を招いて科学研究費補助金を獲得するための説明会を開催し、2025年度からは科学研究費補助金の応募等の状況により個人研究費にインセンティブを与える制度改革を実行するなど、科学研究費補助金獲得に向けた支援体制を強化している。これらの取り組みを引き続き実施することにより、外部資金の受け入れ拡大につなげることが期待される。

以上

## 東京医療保健大学提出資料一覧

点検・評価報告書
大学基礎データ
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	大学 HP (在学生の皆さまへ)
	2024 年度新入生合同研修 学長講話資料
	東京医療保健大学新入生のためのスタートアップサイト
	東京医療保健大学第 3 期中期目標・計画策定実施要項
	東京医療保健大学における今後 10 年の教育研究活動に関する取り組み内容について
	東京医療保健大学第 2 期中期目標・計画
	東京医療保健大学ビジョン
	「東京医療保健大学ビジョン」の実現に向けたアクションプラン
	東京医療保健大学内部質保証推進会議規程
	東京医療保健大学外部評価委員会規程
	東京医療保健大学自己点検・評価委員会規程
	東京医療保健大学大学経営会議規程
	令和 4 年度計画の達成状況に基づく自己点検・評価報告書作成要領
	令和 5 年度第 3 期中期目標・計画及び年度計画の変更等の実施について
	令和 6 年度第 3 期中期目標・計画年度計画の一部改正について (R6. 5. 22)
	令和 6 年度第 3 期中期目標・計画年度計画の一部改正について (R6. 11. 6)
令和 6 年度卒業時アンケート調査票 (様式)	
2 内部質保証	令和 6 年度第 5 回内部質保証推進会議議事要録
	令和 6 年度第 8 回内部質保証推進会議議事要録
	令和 5 年度授業評価実施結果の概要について
	令和 6 年度第 2 回内部質保証推進会議議事要録
	令和 6 年度第 1 回内部質保証推進会議議事要録
	令和 6 年度第 3 回内部質保証推進会議議事要録
	教学マネジメントチェックリスト作成要領
	「教学マネジメントチェックリスト」及び「アセスメントプラン」に係る点検・評価の実施について
	令和 6 年度第 4 回内部質保証推進会議議事要録
	令和 6 年度「教学マネジメントチェックリスト」及び「アセスメントプラン」に係る点検評価・改善状況について
	学生代表者 (自己点検・評価委員会オブザーバー) からのご意見等
	大学基準協会認証評価 改善報告書検討結果への改善状況について
	大学 HP (大学案内)
	大学 HP (研究活動・公開講座・社会人講座)
	大学ポートレート
大学ポートレート (私学版)	
総合教育センターの設置並びに「大学学則」「学長戦略本部規程」の一部改正等について	
3 教育研究組織	学校法人の沿革 (概要)
	東京医療保健大学の学部・学科・大学院研究科等
	令和 6 年度東京医療保健大学全学委員会委員名簿
	東京医療保健大学教職課程委員会規程
	中央教育審議会高等教育の在り方に関する特別部会 (2024. 11. 12 第 12 回) 配付資料
	理事会・評議員会資料 学科再編統合について
4 教育・学習	東京医療保健大学学位規程
	カリキュラム改訂手順の策定について
	履修系統図
	科目ナンバリング

	東京医療保健大学学部履修通則・学修成果の評価手続きに関する要綱
	シラバス
	2025 年度入学者に対する入学前教育及びプレイスメントテストについて
	東京医療保健大学授業運営ガイドライン 2025 年度版
	リアクションペーパー（「ボランティア活動」例）
	学長戦略本部リベラルアーツ教育推進室設置要綱
	東京医療保健大学アセスメントプラン
	I R推進室規程
	株式会社「学研」との協定締結
	論文博士制度の創設及びこれに伴う関係規程の改定について
5 学生の受け入れ	東京医療保健大学アドミッション委員会規程
	令和 6 年度第 1 回大学経営会議議事要録
	入学試験における特別配慮の申請について
6 教員・教員組織	東京医療保健大学教員選考規程
	東京医療保健大学教員選考基準
	専任教員年齢構成
	令和 5 年度 学生による授業評価結果
	令和 5 年度授業評価結果に基づく学長顕彰について
	令和 6 年度第 9 回内部質保証推進会議議事要録
	令和 6 年度「東京医療保健大学を語る会」の実施について
	大学 HP（紀要）
	医療関連感染ジャーナル
	東京医療保健大学教員評価規程
7 学生支援	資格取得者一覧
	キャンパスガイド
	大学 HP（東京医療保健大学ビジョンの改正をめぐって）
	ICT 利活用授業支援員の選任について
	ICT スキルの自己評価について
	令和 5 年度（2023 年度）卒業時アンケート集計結果
	東京医療保健大学障がい学生修学支援規程
	多様性の尊重に基づく学生支援ポリシー
	2025 年度新入生合同研修プログラム
	受験生情報サイト（奨学金制度）
	五反田キャンパス委員会一覧
	東京医療保健大学保健センター規程
	受験生情報サイト（学生相談（カウンセリング））
	受験生情報サイト（進路・就職支援）
	受験生情報サイト（就職状況）
	卒業時の就職先に対するアンケート調査報告
	東京医療保健大学同窓会同窓生に係る活動助成について
	学友会規約
	Life of THCU
	THCU トピックス 65 号
	THCU トピックス 68 号
	2024 年度千葉看護学部地域関連活動 WG 活動報告書
	2024 年度千葉看護学部地域関連活動 WG 活動報告関連資料
	THCU トピックス 67 号
	過年度卒業生アンケート
	ハラスメントに関する取扱細則
	ハラスメント防止のためのガイドブック
	大学並びに学生支援センターの支援サービスに関するアンケート（学生編）
8 教育研究等環境	東京医療保健大学の環境整備に関する実施計画
	DX 計画について
	DX 計画の更新について

	キャンパス間ネットワーク接続概要図
	東京医療保健大学学長戦略本部規程
	学修基盤推進室の設置に関する要綱
	「学修成果の可視化」に向けた学修基盤構築の体制・担当等
	中期目標・計画 45 に基づく教育 DX の進捗状況等の把握について
	学長戦略本部教学マネジメント・DX 推進チーム設置要綱
	2024 年度 ICT 要望調査査定結果報告
	2025 年度 ICT 授業ツール等の要望について
	ディプロマ・サブリメント (サンプル)
	個人情報保護に関する規程
	東京医療保健大学情報セキュリティ対策基本方針
	情報セキュリティに関する e ラーニング教育
	東京医療保健大学 令和 7 年度予算編成方針
	東京医療保健大学の研究推進、外部資金獲得及び研究インテグリティを確保する体制の整備に関する要綱
	科学研究費助成事業 (科研費) 説明会実施状況
	東京医療保健大学ヒトに関する研究倫理基準
	東京医療保健大学ヒトに関する研究倫理委員会規程
	令和 6 年度「ヒトに関する研究倫理委員会」委員名簿
	東京医療保健大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
	東京医療保健大学における研究資料等の保存に関するガイドライン
	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)
	科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-
	研究倫理教育研修会実施状況 (令和 3 年度～令和 6 年度)
	東京医療保健大学動物実験規程
	大学 HP (動物実験に関する情報公開)
9 社会連携・社会貢献	公開講座一覧
	大学 HP (東京医療保健大学総合研究所)
	学研グループとの産学連携協定について
	品川区内大学・高専との学びのパートナーシップ
	地域健康づくり研究・教育センター規程
	読売新聞 2025.1.14 記事「岐路に立つ大学：第 1 部少子化サバイバル：地元進学 若者流出防ぐ」
	和歌山地域連携プラットフォーム(コンソーシアム全体会議資料)
	大学 HP (東京医療保健大学感染制御学教育研究センター)
	大学 HP (産後ケア研究センター)
	地方公共団体、企業、関連病院等との連携・協力による地域の課題解決に向けた各種取組状況について(令和 6 年度)
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	大学 HP (大学のガバナンス・コンプライアンスに関する情報)
	東京医療保健大学学長選考委員会規程
	東京医療保健大学副学長選考規程
	東京医療保健大学学部長選考規程
	東京医療保健大学学科長選考規程
	東京医療保健大学大学院研究科長選考規程
	東京医療保健大学図書館長選考規程
	東京医療保健大学和歌山助産学専攻科長選考規程
	東京医療保健大学学部長等会議規程
	東京医療保健大学組織体制 (令和 7 年 4 月)
	学校法人青葉学園理事職務権限規程
	学校法人青葉学園内部監査規程
	学校法人青葉学園における内部統制システム整備の基本方針
	令和 6 年度予算書
	理事会議事録 (令和 6 年 3 月 19 日)
	東京医療保健大学事務局規程
	学長戦略本部教学マネジメント・DX 推進チーム設置要綱
	生成系 AI の適切な利用についての学長メッセージ
	教育職員 ICT スキル基準の策定について

	大学 HP (東京医療保健大学ペーパーレス宣言)
	令和 6 年度学校法人青葉学園監事監査計画書
	監査実施説明書
その他	東京医療保健大学中期財政計画(~R10)
	中期計画試算条件
	「情報セキュリティに関する e ラーニング教育」
	学生便覧令和 6(2024)年度 和歌山看護学研究科
	学生便覧令和 6 年度 千葉看護学研究科

東京医療保健大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	大学 HP(医療保健学研究科)
	大学 HP(看護学研究科)
	大学 HP(デジタルパンフレット)
	2024 年度卒業時アンケート集計結果
	2023 年度卒業生アンケート調査対象者内訳
2 内部質保証	令和 4 年度東京医療保健大学点検・評価報告書
	令和 7 年度高校教員対象大学説明会の実施について
3 教育研究組織	学報こころ第 28 号抜粋(東が丘看護学部、立川看護学部教育研究組織)
	2021 年度 第 6 回災害看護学コース・立川看護学部カリキュラム検討委員会議事録
	転学学生 個人別対比表
	和歌山看護学部(仮称)の設置について
	東が丘・立川看護学部の改組による東が丘看護学部及び立川看護学部の設置について
4 教育・学習	〔報告書〕実習記録の標準化について 2023 年度第 11 回カリキュラム検討委員会資料
	実習記録の電子化・標準化に関する教員アンケート
	2023 年度立川看護学部 DX ICT 取り組み〔JANS〕
	〔教授会資料〕第 1 回実習検討委員会報告書
	〔実習検討委員会〕実習評価方法について
	他学科科目の履修に関する要綱
	東京医療保健大学和歌山看護学部履修規程第 5 条第 5 項に規定する「別に定める所定の単位を優れた成績をもって修得した学生」について(内規)
	CAP 制度の明確化を目的とした「学部履修通則」の一部改正について
	令和 6 年度東京医療保健大学点検・評価報告書
	2022 年度 第 10 回カリキュラム検討委員会議事録
	2023 年度 第 3 回カリキュラム検討委員会議事録
	2023 年度 第 4 回カリキュラム検討委員会議事録
	2023 年度 第 6 回カリキュラム検討委員会議事録
	2023 年度 第 8 回カリキュラム検討委員会議事録
	2023 年度 第 2 回カリキュラム検討委員会議事録
	2023 年度 第 5 回カリキュラム検討委員会議事録
	令和 5 年度 IR 年報
	2023 年度 第 8 回カリキュラム検討委員会議事録
	2023 年度 第 9 回カリキュラム検討委員会議事録
	2023 年度 第 11 回カリキュラム検討委員会議事録
	初年次教育プログラム(案)
	立川看護学部令和 6 年度「教学マネジメントチェックリスト」及び「アセスメントプラン」に係る評価・改善状況について
	2024 年度 第 2 回カリキュラム委員会議事録
	初年次教育について(報告)
	2024 年度立川看護学部 12 月時間割(特別補講日程)
	6 教員・教員組織
「東京医療保健大学を語る会」の参加者数・参加率について(令和 4 年度～令和 6 年度)	
令和 6 年度 FD 活動に関する取組について(立川)	
2024 年度第 3 回立川看護学部 FD 企画プログラム	
実習評価項目	
実習評価項目の標準化に向けた取り組み	
2024 年度前期事前・事後課題に関するアンケート集計結果	
2024 年度第 7 回看護学科教務委員会議事録	
東が丘看護学部アクティブ・ラーニング R5 中期目標・評価	
令和 4 年度授業評価実施結果の概要について	
データを活用した教育改善：報告書	

	東が丘看護学部・看護学研究科 ティーチャング・アシスタントについての事前説明資料
7 学生支援	2022年組織改正 事務局組織体制の変更について
	人事異動(R6.9.1)
	事務部座席表抜粋(R6.9.1)
	マイナビキャリアガイダンスアンケート結果
	2025年新入生合同研修アンケート結果(マイナビ)
	2025年度新入生合同研修プログラム
	学報 KOKORO 第42号
	Life of THCU2025
	令和7年度学友会費稟議書
	R6.9.20立川MTG
	R6.9.20和歌山MTG
	2025.4.1確定版 学長戦略本部体制図
	五反田学生相談室 案内
	学生相談室開室日
	令和7年度後援会総会および教育状況報告会の開催について アンシンサイト(保証人向けポータルサイト)導入のお知らせ 「東京医療保健大学教務委員会 学生支援部会」の設置について
8 教育研究等環境	令和6年度東京医療保健大学図書館 連携機関利用統計
	2024年度 第11回看護学科教務委員会議事録
	2024教室環境調査結果(教務委員会)
	東京医療保健大学の環境整備に関する実施計画の一部改正について
9 社会連携・社会貢献	2024年度地域健康づくり研究・教育センター報告
	2025年度地域保健活動演習アンケート
	令和5年度東京医療保健大学連携講座実施報告書
	令和6年度東京医療保健大学連携講座実施報告書
	令和6年度目黒区公開講座チラシ
	令和6年度「アロマ石鹸作り」研修会計画書
	「アロマ石鹸作り」ポスター
	令和6年度「アロマ石鹸作り」後援等事業報告書
	各種取組状況追加根拠資料
	令和6年度千葉県看護職員研修事業実習指導者講習会実施状況報告書
	「地域交流イベント2024」総括
	令和2年度和歌山看護学部公開講座実施結果
	令和5年度和歌山看護学部公開講座実施結果等
	令和6年度多数傷病者対応訓練の実施について
	令和6年度五反田キャンパス公開講座実施結果
	小児看護学概論シラバス抜粋
	ボランティア論シラバス抜粋
	第44回日本看護科学学会学術集会交流集会
	第44回日本看護科学学会交流集会報告書
	令和7年度各学部各学科・各研究科教授会について(学長出席予定)
	公開講座準備会議議事録
	令和7年度五反田キャンパス公開講座チラシ
	2024年度立川看護学部看護学実習連携会議報告書
	千葉看護学部授業科目レベルの教学マネジメントを含む自己点検・評価委員会活動報告
	千葉看護学部統合実習に関する教務委員会からの教授会資料
協働実践演習に関する教務委員会からの教授会資料	
将来構想委員会コアメンバー議事録	
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	副学長等の選考について
	東京医療保健大学 ティーチャング・ポートフォリオに関する要綱
	学長特別補佐職の創設について
	学長特別補佐設置要綱
	学研グループとの「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」に準拠した看護学生教育のあり方の共

	同研究について
	私立学校法に係る「学校法人青葉学園 寄附行為」の変更について
	令和 6 年度理事会議事録(R6. 11. 6)
	改正私立学校法に基づく「学校法人青葉学園寄附行為」の変更等に伴う規程の制定等について
	令和 6 年度理事会議事録(R7. 3. 19)
	予算書：令和 5 年度第 6 回大学経営会議議事録
	和歌山看護学部自己点検・評価委員会規程
	東京医療保健大学組織図
	令和 6 年度科学研究費助成事業(科研費)説明会 実施結果について
	令和 6 年度研究倫理に関する研修会実施結果について
	学長戦略本部の設置に係る「東京医療保健大学学則」の一部改正及び「東京医療保健大学学長戦略本部規程」の制定について
	令和 3 年度第 11 回学部長等会議議事要録
	令和 3 年度理事会議事録(R4. 3. 23)
10 大学運営・財務 (2) 財務	令和 7 年度事業活動収支計算書(5 ヶ月ベース)
	【比較資料】R6 事業活動収支計算書(5 ヶ月ベース)
	青葉学園と渋谷教育学園のグラウンドの有効活用について
	五反田校地・校舎の取得と桜グラウンド売却について
	東京医療保健大学の研究推進、外部資金獲得及び研究インテグリティを確保する体制の整備に関する要綱
	東京医療保健大学受託研究取扱規程
その他	学長プレゼン資料
	2025 年 10 月 11 日実地調査「施設見学」教育 DX 機器一覧
	F. CESS Nurse 導入方法のご提案
	F. CESS 利用ガイド(学生・教員用資料)
	実習先への文書「2025 年度基礎看護援助実習Ⅱの実習記録の電子化(F. CESS)導入の検討のお願い」
	vSim 教員用資料
	Medi-EYE(全権管理者アカウント)ログイン方法・運用上のルール
	SCENARIO 取扱説明書
	2022 基礎看護援助実習Ⅰにおける説明資料(SimCapture 提出)
	SimCapture 資料① SC Ent-C(Pro-C) 概要・システム設定
	SimCapture 資料② SC Ent-C 特徴・機能
	SimCapture 資料③ SC Ent-C コース・シナリオ・評価
	SimCapture 資料④ SC Ent-C レポート・カレンダー
	SimCapture 資料⑤ SC App クイックガイド(2025 年 3 月末終了)
	SimCapture 資料⑥ SCST 学生用ガイド
	SimCapture 資料⑦ SCMC セットアップマニュアル
	SimCapture 資料⑧ SCMC オフライン録画マニュアル
	VR 簡易操作マニュアル(ローカル接続)
	救命救急 VR マニュアル等
	【教員用】医療保健学部看護学科学内 ICT マニュアル・Q&A
	【IR 推進室 全教材説明】一般社団法人エビデンス駆動型教育研究協議会(EDE)配布用
	電子教科書ご利用方法について(教員向け資料)
	立川看護学部 令和 6 年度【1 年次前期】購入テキスト一覧
	立川看護学部 令和 6 年度【2 年次前期】購入テキスト一覧
	立川看護学部 令和 6 年度【3 年次前期】購入テキスト一覧
	各学部学科・研究科における FD 活動報告(令和 4~6 年度)
	「全学 FD・SD 委員会」が主催する FD の実施状況について

※本評価結果における評定について

- ・ 10 基準ごと（基準 10 については、（1）大学運営と（2）財務のそれぞれ）に付いた評定は、当該大学の理念・目的の実現に向けた取り組みが着実にできているか否かを目安に、当該基準の状況を簡潔に表したものである。
- ・ 各評定の定義は下記のとおりである。なお、当該大学の理念・目的を基礎に取り組み状況を表したものであるため、同じ評定であっても大学によって内容は異なる。あくまで各大学それぞれの評価結果を理解する補助として参照することが求められる。

S	大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある。
A	大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。
B	大学基準に照らして一定の問題が認められ、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。
C	大学基準に照らして重度の問題があり、理念・目的の実現に向けて抜本的な改善への取り組みが求められる。